

平成 22 年度 長野県後期高齢者医療広域連合一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

(1) 平成 22 年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計

(2) 平成 22 年度長野県後期高齢者医療広域連合特別会計

(3) 財産

2 審査の実施日等

(1) 実施日 平成 23 年 8 月 31 日 (水)

(2) 場 所 長野県後期高齢者医療広域連合事務局

3 審査の手續

本審査に当たっては、歳入歳出決算及び同附属書類について、主として決算計数の過誤の有無及び収支の適法性に注意し、決算資料、関係諸帳簿及び証拠書類の照合並びに関係者からの決算に係る説明の聴取により実施した。

第 2 決算の状況について

(1) 一般会計

歳入総額は 22 億 7,357 万 110 円、歳出総額は 21 億 8,714 万 1,898 円であり、実質収支額は 8,642 万 8,212 円である。このうち、国庫支出金の清算のため翌年度に償還すべき金額が 3 万 4,000 円で、実質的な剰余金は 8,639 万 4,212 円となった。

主な歳入は国庫支出金で、構成比にして 66.8%、次いで、分担金及び負担金で、構成比 29.1% である。主な歳出は、民生費で構成比 88.5% を占めている。

歳入の分担金及び負担金は、全額が市町村事務費負担金である。歳出の内訳については、特別対策保険料軽減の財源に充てるための円滑導入基金の積立金が 15 億 1,822 万 40 円で構成比 69.44%、特別会計の事務費に充てる特別会計繰出金が 4 億 1,341 万 1,617 円で構成比 18.9% を占めており、後期高齢者医療制度の平成 23 年度財源の確保と平成 22 年度の特別会計事務費への繰出しを中心に執行されている。

平成 20 年度以降、補正予算において、前年度の実質的な剰余金を市町村事務費負担金から減額することにより、市町村事務費負担金の精算が行われている。平成 22 年度においても、平成 21 年度の実質的な剰余金 9,054 万 2,704 円を市町村事務費負担金から減額する予算補正を行い、平成 21 年度市町村事務費負担金の精算が行われている。

(2) 特別会計

歳入総額は2,312億965万7,607円、歳出総額は2,265億7,267万5,856円であり、実質収支額は46億3,698万1,751円である。このうち、国庫支出金、支払基金交付金の清算のため翌年度に償還すべき金額が8億5,803万5,118円で、実質的な剰余金は37億7,894万6,633円となった。

主な歳入は、支払基金交付金であり、構成比にして39.9%、次いで国庫支出金で、構成比31.9%、市町村負担金は、構成比15.7%である。主な歳出は、保険給付費で、構成比98.1%を占めている。

歳入のうち、医療給付等に係る法定負担分は2,017億8,789万3,869円で構成比87.27%を占めている。この中には、国庫負担金高額医療費の平成21年度精算による追加負担金、612万5,684円が含まれている。

歳出の内訳については、療養諸費が構成比96.7%であり、高額療養諸費、葬祭費を合計した医療給付費は2,223億2,791万5,573円、構成比にして98.1%を占めており、後期高齢者医療の被保険者が受けた医療給付の支払いを中心に執行されている。また、諸支出金32億5,069万4,156円のうち、平成21年度分の国庫支出金の精算による償還金は32億4,570万4,556円で構成比1.4%である。

第3 審査の結果及び意見

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに同附属書類は、いずれもその計数が正確であると認められた。

また、予算の執行、経理事務及び財産の管理など財務に関する事務の執行については、実際の収支が収支命令に符合しており、適正に執行されているものと認められた。歳計現金の運用についても、残高状況の把握に努め対応可能な範囲の有利な方法で安全に行われていた。

後期高齢者医療広域連合の事業は、保険給付にかかる支払業務が中心である。被保険者が安心して医療を受けられるよう、引き続き適正な予算執行・制度の適正な運営及び健全な財政運営に、より一層万全を期されたい。